

別表 1 (第 3 条関係)

援助費の種類	定義	交付額	交付時期
学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費	一の年度につき小学校 11,520 円、中学校 22,510 円	各学期末
通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費	一の年度につき小学校、中学校 2,250 円	各学期末
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	児童又は生徒が宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	一の年度につき小学校 1,580 円、中学校 2,290 円	各学期末
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	児童又は生徒が宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料 (1 学年を通じて 1 回に限る。)	一の学年につき小学校 3,650 円を上限とする。	各学期末
新入学用品費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費 (3 月認定に限る)	一の年度につき小学校 20,900 円、中学校 24,100 円	3 月
修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学料等及び均一に負担すべきこととなるその他の経費 (小学校又は中学校を通じて 1 回に限る)	経費の 10 分の 10 以内で、予算の範囲内で定める額	第 2 学期末
学校給食費	学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 6 条第 2 項に規定する学校給食費	経費の全額	毎月
医療費	学校保健安全法施行令 (昭和 33 年政令第 174 号) 第 8 条に定める疾病の治療に要する費用	経費の全額 (社会保険料等に参加している場合にあつては被保険者としてその保険者から給付を受ける額を控除した額)	第 1 学期に医療券を交付